

平成30年度裾野市農業委員会12月総会 議事録

1. 開催日時 平成30年12月10日(月) 午後1時30分から午後2時10分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	荻田 能文	7	西島美津代	東	芹澤 渉一	富岡	西島 徹夫
		8	飯塚 芳正	東	高草 富一	富岡	永田 榮泰
3	服部 敏淳	9	神戸 俊之	西	関野 孝平	富岡	眞田 正昭
4	鈴木 昭子	10	杉山 克己	深良	大庭 学	須山	杉山 勝良
		11(副会長)	勝又 俊博	深良	志村 重利	須山	渡邊 秀行
6	勝又実佐男	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

2	杉山 邦利	5	手綱 史芳		
---	-------	---	-------	--	--

5. 事務局出席者

書記 菊池守 書記 中村健児 書記 市川智子 書記 持田睦乃

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

11(副会長)	勝又 俊博	3	服部 敏淳
---------	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第18号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第19号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 報第20号 農業用施設証明願について
- (4) 議第30号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- (5) 議第31号 第3条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第32号 第4条の規定による許可申請の裁定について
- (7) 議第33号 第5条の規定による許可申請の裁定について
- (8) 議第34号 非農地証明願の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から平成30年度裾野市農業委員会12月総会を開会します。
 本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、11番 勝又俊博委員、3番 服部敏淳委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の持田睦乃氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。

報第18号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について を議

案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第18号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
(議案朗読)

議長 ただ今の報第18号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと
思います。次に、報第19号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。報第19号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
(議案朗読)

議長 ただ今の報第19号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと
思います。次に、報第20号 農業用施設証明願について を議案とします。事務局から議案書の
説明をお願いします。

事務局 はい。報第20号 農業用施設証明願について
(議案朗読)

議長 ただ今の報第20号について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと
思います。次に議第30号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 及び 議第3
1号 第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 は関連があるため一括
して議案とします。こちらの案件については、神戸俊之委員が関係する案件になります。
事務局 農業委員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその
配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定
があります。これに準じて、神戸俊之委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(神戸俊之委員 退席)

議長 事務局から議案書の説明をお願いします。

地区担当委員 はい。議第30号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 及び 議第
31号 第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

続きまして、地区担当推進委員 大庭学委員から議案について説明をお願いします。

利用権設定地は、深良神社から、南に約170mのところ、3条の申請地は同じく深
良神社から南に約90mのところにあります。現況は、利用権設定地が田、3条申請地が
畑となっています。面積は、利用権設定地が2,430㎡、3条の申請地が130㎡で、合計
2,560㎡です。

両申請地の所有者である渡人は、農業経験がなく耕作ができないため、農地の管理をしてくれる人を探していました。そこで、元々この農地の管理を手伝っていた受人が、隣地の受人所有地と一体で管理することが望ましいということで、3条申請地については売買、利用権設定地については使用貸借をすることで両者の間で話がまとまり、申請に至ったものです。

受人は3条申請地の取得に当たり下限面積の3反を満たす必要がありますが、利用権設定後の受人の耕作面積が3,632㎡となることから、下限面積は満たしています。従事日数も基準を満たしており、保有農機具等も問題ありません。また、本人と妻は30年、息子は10年の農業経験があるため、経験や技術についても問題はありません。

耕作計画によると、利用権設定地及び3条申請地では水稻を作付する予定です。周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第30号 番号1 及び議第31号 番号1について、本案を原案のとおり決定及び許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で決定及び許可することに決定します。
神戸俊之委員にご着席願います。
(神戸俊之委員 着席)

事務局 次に、議第31号 第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

議 長 はい。議第31号 第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)

地区担当委員 続きまして、地区担当推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

申請地は、裾野市運動公園から約300m南に位置します。申請地は市街化調整区域内にある農地で、現況は田です。面積は707㎡になります。

申請地は渡人が平成16年7月に相続により取得しました。ですが、年間を通じて耕作を行えず、譲り受けてくれる相手を探していました。

一方、受人は会社員として働きつつ自身が所有する農地で自家消費用の茶を生産しており、茶の育成のための肥料用牧草を栽培する農地を探していました。

そこで、渡人と受人の間で協議がなされ、申請地を受人が購入することで話がまとまり申請に至ったものです。

耕作は受人本人と妻、息子の計3名で行いますが、本人は45年、家族は10年以上の農業経験があり、経験や技術についても問題ありません。申請地取得後の経営農地は6,003㎡で、下限面積を満たしています。自宅から申請地への通作にかかる時間は車で7～8分です。他の農地についても、すべて効率的に耕作管理されています。また従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、肥料用の牧草を作付する予定です。周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第31号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に議第32号 第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1 及び 議第33号 第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 は関連があるため、一括して議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第32号 第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1 及び 議第33号 第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 眞田正昭委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、裾野市運動公園から約300m南に位置します。現況は4条申請地が芝畑、5条申請地が田となっています。

市道3140号線道路改良工事・市道1-15号線道路改良事業の実施にあたり、トヨタ自動車株式会社の社員駐車場が支障となり、同社の駐車場台数に不足が生じます。4条申請者・5条譲受人は同社の社員駐車場用地を貸しており、事業で不足した台数分の貸駐車場を、自己所有の農地と今回代替地として取得する農地を一体利用して整備する計画を立てました。この度受人、5条許可申請の渡人、裾野市の3者で話がまとまったことから、申請に至りました。

申請地は、もともと農用地区域内農地に指定されていましたが、今年2月に除外手続きが完了しています。現在の申請地の農地区分は第1種農地に該当しますが、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するための転用であり、第1種農地の許可基準を満たしているため、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、道路事業によって生じる損失に対する機能保障であることから工事は裾野市が行いますが、転用計画が実施される資金力もあり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は申請地より一段高い農地、西側と東側は公衆用道路、南側は駐車場に接しています。雨水は場内を流れ、駐車場脇の既設側溝を経由して調整池へ処理されます。

隣接する農地は高低差があり雨水が流入する恐れはないため、周囲への悪影響等は特に無いかと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第32号 番号1 及び議第33号 番号1 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第33号 第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい、議第33号 第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 (議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 1番 荻田能文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、仙年寺の約100m南側に位置します。現況は休耕地となっています。借人は、平成29年に結婚し、市内アパートに居住していましたが、所帯を持ったことを契機に自己住宅の建築準備を始めたところ、実家で所有する申請地について使用貸借の同意を得たので、農家の分家住宅を建築するものです。申請地は、平成30年4月に農振除外の申出があり、5月農業委員会全員協議会で除外についての同意をしているものです。農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。他法令(建築基準法等)との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。南側・東側は農地、西側は雑種地、北側は道路に接しています。申請地は、砂利敷きとなり、緩やかな勾配で南側が低くなりますが、隣接農地との境には既存の見切りがあるため、雨水が隣接農地へ入ることはありません。また、南側農地の乗入れを確保するため、申請地東側に2.5m幅の農作業用進入路を確保します。以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われま。ご審議のほどよろしくお

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第33号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。次に、議第33号 第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい、議第33号 第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 (議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当推進委員 志村重利委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、岩波駅の約250m北東側に位置します。現況は不耕作地となっています。借人は、申請地西側で中古車販売業を営んでおりますが、車両の保管場所が手狭になったため、転用の許可を受けずに、申請地を使用しておりました。貸人は、横須賀在住であり、申請地農地の維持管理が困難な状況でした。そこで、申請地を借人に賃貸借することで両者が合意したため、申請に至りました。既に雑種地へ転用されていますが、

始末書を添付しての申請となっています。

農地区分は、岩波駅からの距離が300m以内であるため、第3種農地に該当します。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。また、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

西側は既存中古車販売敷地としての雑種地、北側・東側は山林で一部申請地と一体利用、南側は道路に接しています。

申請地は、碎石敷きとなり、雨水は場内自然浸透となります。申請地に隣接する農地も無いため、周辺への影響は特に問題ないかと思われます。ご審議をお願いします。

議長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

勝又俊博委員 転用許可の条件として、保管する車両を整然と並べて使用するよう転用者へ指導してください。

事務局 承知しました。

議長 その他、発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第33号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。次に、議第33号 第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4 を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい、議第33号 第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4 (議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 9番 神戸俊之委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、切遠コミセンの約70m南側に位置します。現況は畑及び不耕作地となっています。

借人は、貸人の息子であり申請地の隣接地にある住宅に同居しています。現在居住している住宅の老朽化が進んだため、息子である借人が建て直しを計画したところ、申請地が都市計画法上宅地として利用できることが判明したため、隣接宅地と一体利用の自己専用住宅敷地として、使用貸借するものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。また、申請地は市街化調整区域ではありますが、都市計画法第43条の許可済みであるため、住宅敷地として転用することは問題ないため、一般基準を満たしていると考えられます。

西側・南側は河川、東側は官地(道)、北側は一体利用する宅地に接しています。生活排水は、合併浄化槽を経由し、西側河川へ放流します。雨水は雨水管を経由し、西側河川へ放流します。

申請地は、官地と貸人の宅地に接しており、隣接する農地は無いため、周辺への影響

は特に問題ないかと思われます。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第33号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。次に、議第34号 非農地証明願の裁定について を議案とします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい、議第34号 非農地証明願の裁定について 番号1
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当推進委員 大庭学委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 願出地は、深良神社から約90m南側に位置します。願出地の現況は、深良262番地の4に住む個人の住宅敷地への進入路として使用されています。面積は68㎡です。

願出地は、平成21年に願出人が相続により取得しました。願出地は、願出地を進入路として使用する居宅が昭和58年に建てられた当時から、居宅への進入路として利用され、現在に至っています。

日常生活上不可欠な通路として使用されており、転用後10年以上経過して農地への復元が困難な土地と見込まれることから基準を満たしていると考えられます。

既に30年以上通行路敷地として利用されており、特に問題等もないことから、周辺農地への影響はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長 質疑に入らせていただきます。発言のある委員は挙手をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第34号 番号1について、本案を原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で証明することに決定します。

以上で、全ての議案が終了しました。これをもって平成30年度裾野市農業委員会12月総会を閉会します。

平成30年12月10日 (会議録署名人)

11番署名人

勝又俊博

3番署名人

服部敏淳

